

平成26年度第13回学長選考会議議事要旨

日時 : 平成27年3月23日(月) 13時28分～15時04分
場所 : 札幌駅前サテライト(教室2)
出席者 : 松岡(議長)、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、立川、
阿部、玉井、星野、佐藤、羽賀、戸田、佐川
欠席者 : 内田

議事に先立ち、総務課長から、城後委員と渡部委員が学長候補者に応募したことにより、委員を辞任した旨の報告があった。

【議事】

1. 前回(第12回)の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承した。

2. 学長選考について

(1) 学長選考に係る規則等の改正について

総務課長から、資料2～4に基づき、学長選考に係る規則等及び「望ましい学長像」を、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法第12条第7項に規定する「学長選考会議が定める基準」とする旨の説明があり、これを了承し、学長選考に係る規則等については、4月1日付けで施行することとした。

(2) 学長選考の実施に係る運用方針案について

総務課長から、資料5に基づき、所信書に対する意見の提出締切日等を修正した「学長選考の実施に係る運用方針案」の説明があり、これを了承し、本日付けで一部修正することとした。

(3) 学長選考に係る応募書類について

3名の応募者から提出のあった応募書類について確認し、「学長候補者調書(個人情報を除く)」及び「学長候補者所信書」を本日付けでホームページ及びhue-ITに掲載することとした。

また、選考の参考とするため、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用別記様式第2号「主要業績」の各項目(教育、研究、社会貢献、経営・管理運営)それぞれについて、特に強調したい業績3つを順位づけのうえ記載して提出するよう応募者に求めることとした。

(4) 学長選考委員の補充について

総務課長から、資料6に基づき、学長選考会議委員を辞任した城後委員と渡部委員の後任選出について説明があり、議論の結果、城後委員の後任には学長選考会議規則第2条第3号により石川理事を選出し、同条第1号については平成27年3月26日開催の教育研究評議会での選出を要請することとした。

3. その他

次回以降の会議日程を次のように決定した。

- ①4月27日(月) 13時30分～、②5月14日(木) 13時30分～、
- ③5月22日(金) 15時00分～、④6月1日(月) 9時30分～

平成26年度 第13回学長選考会議開催要項

○日 時 平成27年3月23日（月）13時30分～15時00分

○場 所 札幌駅前サテライト（教室2）

○議 題

（1）学長選考について

（2）その他

○配付資料

資料1 平成26年度第12回学長選考会議議事要旨（案）

資料2-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）

資料2-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（改正後）

資料3-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）

資料3-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（改正後）

資料4-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用の一部を改正する運用（案）

資料4-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

資料5 学長選考の実施に係る運用方針案

資料6 学長選考会議委員名簿

平成26年度第12回学長選考会議議事要旨（案）

日時：平成27年2月10日（火）13時27分～15時07分
場所：札幌駅前サテライト（教室2）
出席者：松岡（議長）、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、
渡部、阿部、玉井、佐藤、羽賀、城後、佐川
欠席者：内田、立川、星野、戸田

【議事】

1. 前回（第11回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承した。

2. 学長選考について

（1）学長選考の実施に係る運用方針案について

総務課長から、資料2に基づき、学長候補者の応募締切日等を修正した「学長選考の実施に係る運用方針案」の説明があり、これを了承し、本日付けで一部修正することとした。

（2）望ましい学長像について

総務課長から、机上配付資料に基づき、望ましい学長像（原案）に対する教職員からの意見について説明があり、この意見を基に議論の結果、一部修正の上、決定した。

なお、望ましい学長像は、学長候補者の募集通知と併せて本日中にホームページ及びhue-ITで公開することとし、また、望ましい学長像（原案）に対する教職員からの意見は、hue-ITに掲載することを確認した。

3. その他

次回会議を3月23日（月）13時30分から、次々回会議を4月27日（月）13時30分から開催することとした。

以 上

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）

（改正理由）

国立大学法人法の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

制 定 平成27年3月23日
平成26年規則第 号

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則の一部を改正する規則（平成26年規則第9号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p><u>1</u> この規則は，平成26年10月27日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規則は，平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は，平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は，平成26年10月27日から施行する。</p>

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（改正後）

制 定 平成16年6月29日
平成16年規則第132号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号。以下「運営規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 運営規則第6条第2項第3号から第9号までの評議員のうち、教育研究評議会において選出されたもの 7人
 - (2) 運営規則第7条第2項第5号に掲げる経営協議会委員 7人
 - (3) 学長選考会議において選出された理事 2人
- 2 前項各号に掲げる委員が、学長候補者となる場合は、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号）第3条第2項に規定する望ましい学長像の作成後、同規則第6条第6項に規定する募集の締切日までに委員を辞任しなければならない。ただし、応募により学長候補者となった場合は、委員を辞任したものとみなす。
- 3 前項の規定により、第1項第1号又は第3号の委員が欠員となったときは、補欠の委員を補充するものとする。ただし、同項第3号の委員を補充することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により、第1項第2号の委員が欠員となったときは、同項第1号の委員の数を同項第2号の委員と同数とし、学長選考会議を組織するものとする。

（審議事項）

第3条 学長選考会議は、次の事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業績評価に関する事項
- (4) 学長の解任に関する事項
- (5) その他学長の選考に関し必要な事項

（任期）

第4条 委員の任期は、それぞれ教育研究評議会評議員、経営協議会委員又は理事としての任期と同一とし、再任されることができる。

（議長）

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選とする。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

（議事）

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に規定する学長の解任の申出の決議は、

出席した委員の3分の2以上をもって決定する。

(議事の公開)

第7条 学長選考会議の議事要旨及び配付資料は、本学のホームページにおいて公表する。

(事務)

第8条 学長選考会議の事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月29日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日平成18年規則第4号 改正)

この規則は、平成18年4月28日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日平成22年規則第25号 改正)

この規則は、平成23年2月23日から施行する。

附 則 (平成26年10月27日平成26年規則第9号 改正)

1 この規則は、平成26年10月27日から施行する。

2 この規則は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法(平成15年法律第102号)第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

附 則 (平成27年3月23日平成26年規則第●号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(案)

(改正理由)

国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

制 定 平成27年3月23日
平成26年規則第 号

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則（平成26年規則第10号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p><u>1</u> この規則は、平成26年10月27日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規則は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成26年10月27日から施行する。</p>

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（改正後）

制 定 平成17年3月24日
平成16年規則第157号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第9条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。

（選考機関）

第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

（選考基準）

第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「望ましい学長像」を作成し、公表する。

3 学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

（選考の時期）

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。

(3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

（任期）

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

（学長候補者の選考）

第6条 学長選考会議は、第4条の規定に基づき学長の選考を行う場合、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集する。

(1) 学長選考手続きの概要

(2) 学長選考を行う理由

(3) 学長選考の基準

(4) 学長の任期

(5) 学長選考の方法及び日程

(6) 学長決定の方法

(7) その他学長選考会議が必要と認める事項

2 前項の募集は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。

- (1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦
- (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦
- 4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。
- 5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 大学教員
 - (4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
 - (5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者
- 6 第1項の応募の期間は、30日以上を期間を設定することを原則とする。
- 7 学長選考会議は、応募者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を公表するとともに、公表内容について学内の教職員の意見を聴くものとする。
- 8 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、学長候補者を3人以内とする。
- 9 学長選考会議は、前項までの規定により選考された学長候補者による立会演説会を開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴くものとする。
- 10 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。
(学長の選考)

第7条 学長選考会議は、前条第10項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。

- 2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。
- 3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考会議は、原則として学長の任期満了の8月前までに、当該学長の再任の可否について審査する。

- 2 前項の審査に当たっては、当該学長の業績を踏まえ、再任の意思を確認するものとする。
- 3 学長選考会議は、第1項の審査の結果、第3条第2項、同条第3項、第6条及び前条の規定によらず再任させることができる。
- 4 前項の再任に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

(再選考)

第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

(学長の解任)

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反があるとき
 - (3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき
 - (4) その他学長たるに適しないと認められるとき
- 2 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(事務)

第12条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則 (平成19年4月23日平成19年規則第1号 改正)

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

附 則 (平成23年3月4日平成22年規則第32号 改正)

- 1 この規則は、平成23年3月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、最初に選考される学長の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、任命の日から4年（再任の場合は2年）を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

附 則 (平成24年3月26日平成23年規則第83号 改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月27日平成26年規則第10号 改正)

- 1 この規則は、平成26年10月27日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

附 則 (平成27年3月23日平成26年規則第●号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用の一部を改正する運用（案）

（改正理由）

国立大学法人法の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

制 定 平成27年 3 月 23 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（平成26年11月14日学長選考会議決定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p><u>1</u> この運用は，平成26年11月14日から施行する。</p> <p><u>2</u> この運用は，平成27年 4 月 1 日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第 7 項に規定する学長選考会議が定める基準とする。</p> <p><u>付 記</u> この運用は，平成27年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この運用は，平成26年11月14日から施行する。</p>

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

平成17年5月17日
学長選考会議決定

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、次のとおりとする。

規則第3条関係

- 1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。
- 3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。

規則第6条関係

- 1 学内の有資格者について
 - (1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。
 - (3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。）は、異動の日からその資格を失う。
- 2 提出書類の様式について
学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。
- 3 学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）の公表について
 - (1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
 - (2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。
 - (3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (4) 学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。
- 4 書類審査について
学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 立会演説会について
 - (1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。
 - (2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画

配信システムに掲載するものとする。

規則第7条関係

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考会議において選出された複数の者が速やかに行う。

規則第9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

規則第13条関係

- 1 学内の教職員に対する各種の通知は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 この運用に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

付 記

この運用は、平成17年5月17日から実施する。

付 記（平成23年3月4日 一部改正）

この運用は、平成23年3月4日から実施する。

付 記（平成24年3月29日 一部改正）

この運用は、平成24年4月1日から実施する。

付 記（平成26年11月14日 一部改正）

1 この運用は、平成26年11月14日から実施する。

2 この運用は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

付 記（平成27年3月23日 一部改正）

この運用は、平成27年4月1日から実施する。

学 長 候 補 者 推 薦 書

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人北海道教育大学学長候補者として、
関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏 名

年 月 日

推薦代表者 氏 名
所 属

(自署)

別記様式第1号

推薦者名簿

学長候補者氏名 _____

No.	所属等	職名	推薦者氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 所属等，職名及び推薦者氏名は，自署によること。
2 本名簿の先頭は，推薦代表者とする事。
3 学内の有資格者による推薦の場合は，10人以上の連署によること。(学長選考規則第6条第3項第2号)
なお，推薦者が15名を超える場合は，本様式に準じて追加して差し支えない。
4 キャンパスごとに作成して差し支えない。

別記様式第2号

学 長 候 補 者 調 書

(履歴事項)

年 月 日現在

氏 名 (フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
現 住 所		
最 終 学 歴		
学 位・称 号		
専 門 分 野		
現(元)職 名		
経 歴 (学歴・職歴)	年 月 日	
<p>私は、学長候補者選考の過程でこの調書及び学長候補者所信書の内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (自署)</p>		

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(教育関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(研究関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(社会貢献関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(経営・管理運営関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

学 長 候 補 者 所 信 書

年 月 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

学長候補者氏名 _____ (自署)

1. ビジョン及び望ましい学長像に基づく方針について

2. 自由記述

(注) 用紙は、A4縦型とし、概ね2000字以内で作成すること。

学長選考の実施に係る運用方針案

平成27年1月13日 決 定

平成27年1月26日 一部修正

平成27年2月10日 一部修正

平成27年3月23日 一部修正

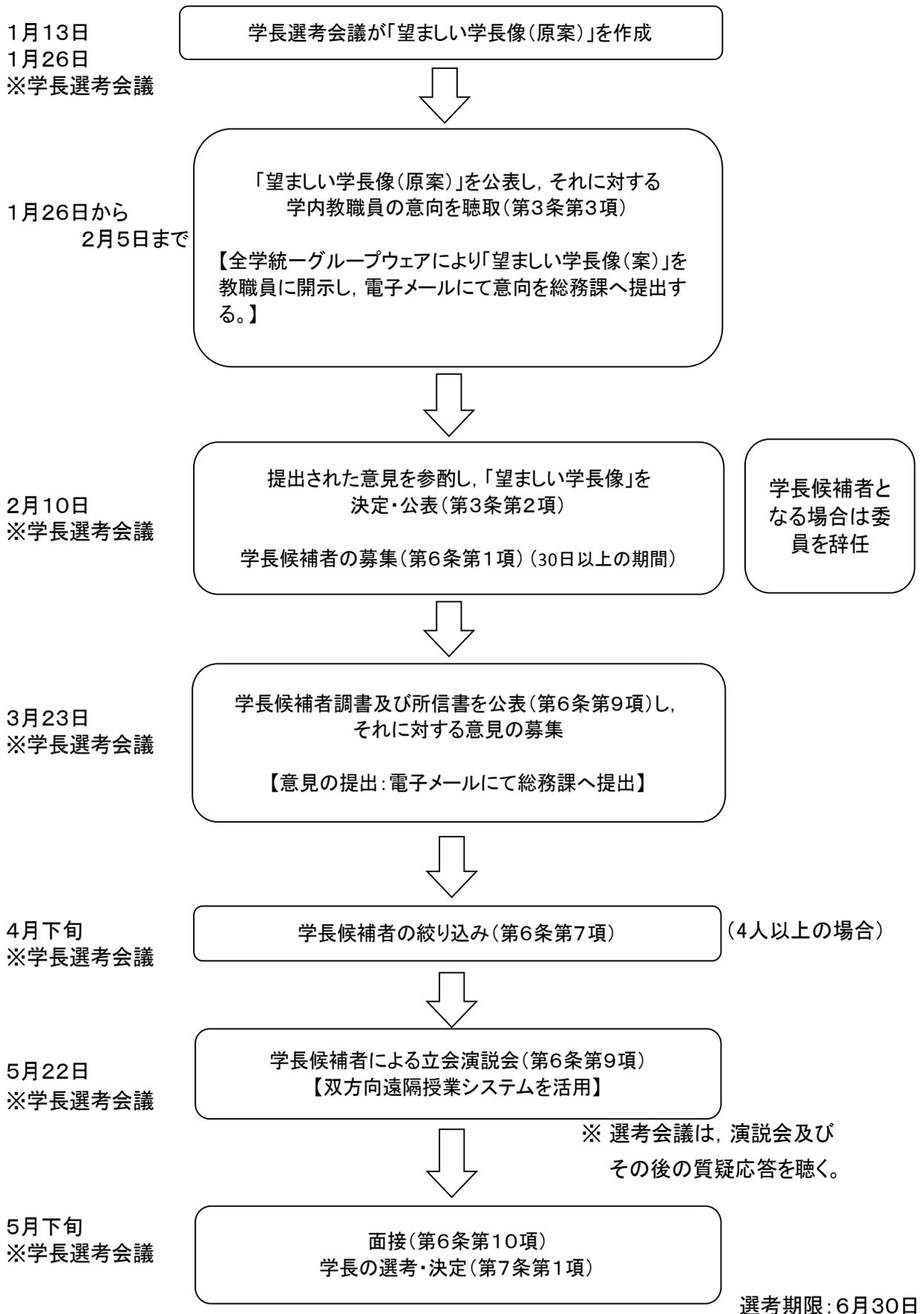
国立大学法人北海道教育大学学長選考会議

目 次

1. 学長選考の主な流れについて	1
2. 望ましい学長像について	2
1) 望ましい学長像（原案）の hue-IT への掲載	
2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 望ましい学長像の決定及び公表	
3. 学長候補者の募集について	3
1) 応募方法	
2) 応募期間	
3) 提出書類	
4) 提出方法	
4. 学長候補者から提出された所信書等について	4
1) 所信書等の公表	
2) 所信書等に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 所信書等に対する意見等の hue-IT への掲載	
5. 学長候補者の書類審査について	4
1) 書類審査を実施する場合	
2) 書類審査方法	
3) 書類審査結果の hue-IT への掲載	
6. 学長候補者による立会演説会について	5
1) 開催日時	
2) 開催方法	
3) 質問に対する回答	
4) 動画配信システムへの掲載	
7. 学長候補者に対する面接について	7
1) 開催日時	
2) 開催場所	
3) 面接方法	
8. 学長の選考について	7
9. 選考結果等の公表について	7
10. その他	7

(別紙) 学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項

1. 学長選考の主な流れについて



2. 望ましい学長像について

1) 望ましい学長像（原案）の hue-IT への掲載

学長選考会議が作成した「望ましい学長像（原案）」（Word 版及び PDF 版）は、全学統一グループウェア上の「全学共通 1」タブ内の「お知らせ（学長選考会議）」（以下「hue-IT」という。）に掲載します。

【運用規則第 3 条関係第 1 項】（朱書き部分は、各項目に関連する規則又は運用。以下同じ。）
望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出

①学内の教職員（全ての常勤・非常勤職員のことをいう。以下同じ。）は、望ましい学長像（原案）に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「望ましい学長像（原案）に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成 27 年 2 月 5 日（木）12 時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び望ましい学長像（原案）に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

【運用規則第 3 条関係第 2 項】

学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。

3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課から全ての意見を学長選考会議議長（以下「議長」という。）に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。また、議長に提出した意見は、上記 2) ②後段で記載されたものを除き、hue-IT に掲載します。

【運用規則第 3 条関係第 3 項】

総務部総務課は、前項により提出のあった意見（望ましい学長像に対する意見）を、学長選考会議議長に提出するものとする。

4) 望ましい学長像の決定及び公表

「望ましい学長像」は、教職員からの意見を参酌して決定します。決定後は、本学のホームページ及び hue-IT で公表します。

【規則第 3 条第 3 項】

学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

【運用規則第 3 条関係第 1 項】

望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

3. 学長候補者の募集について

1) 応募方法

学長候補者の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、学長選考会議学外委員からの推薦又は学内の有資格者10人以上からの推薦が必要となります。なお、規則第6条第1項に規定する学長選考会議が定める事項は、別紙のとおりです。

- ・学長選考会議学外委員（学長選考会議規則第2条第1項第2号 参照）
運営規則第7条第2項第5号に掲げる経営協議会委員
【運営規則第7条第2項第5号】
本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- ・学内の有資格者
学内の教職員は、公示日（平成27年2月10日（火））に在職する者で、次に掲げるもの。（学長選考規則第6条第5号 参照）
 - ① 学長
 - ② 理事
 - ③ 大学教員
 - ④ 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
 - ⑤ 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者

2) 応募期間

応募の期間は、平成27年3月12日（木）までとします。

【規則第6条第6項】

第1項の応募の期間は、30日以上の期間を設定することを原則とする。

3) 提出書類

応募者は、下記の応募書類を提出するものとします（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）。

- ①学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ②学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

4) 提出方法

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送

提出期限： 平成27年3月12日（木）【必着】

・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課

提出期限： 平成27年3月12日（木） 17時00分

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。

4. 学長候補者から提出された所信書等について

1) 所信書等の公表

学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）は、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。

【運用規則第6条関係第3項第1号】

所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

2) 所信書等に対する意見の提出

①学内の教職員は、所信書等に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「所信書等に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年4月2日（木）12時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び所信書等に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課で全ての意見を応募者毎に区分けし、議長に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

4) 所信書等に対する意見等のhue-ITへの掲載

上記3)にて応募者毎に区分けした意見は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、上記2)②後段で記載されたものを除き、hue-ITに掲載します。ただし、応募者に通知するのは、当該応募者に該当する意見のみとします。なお、区分けした意見に対する応募者からの回答は、応募者からの回答が揃い次第、hue-ITに掲載します。

【運用規則第6条関係第3項第4号】

学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。

5. 学長候補者の書類審査について

1) 書類審査を実施する場合

書類審査は、応募者が4人以上であったときに実施します。

2) 書類審査方法

①学長選考会議が学長候補者を3人以内とするときは、応募書類を審査した上で学長選考会議委員（以下「委員」という。）の意見を聴いて行います。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

②書類審査は、学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項の「3. 学長選考の

基準」、望ましい学長像の各項目に照らして審査します。

【運用規則第6条関係第4項】

学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3) 書類審査結果の hue-IT への掲載

書類審査の結果は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、hue-IT に掲載します。なお、hue-IT に掲載するのは、学長候補者となった者の職名及び氏名とします。

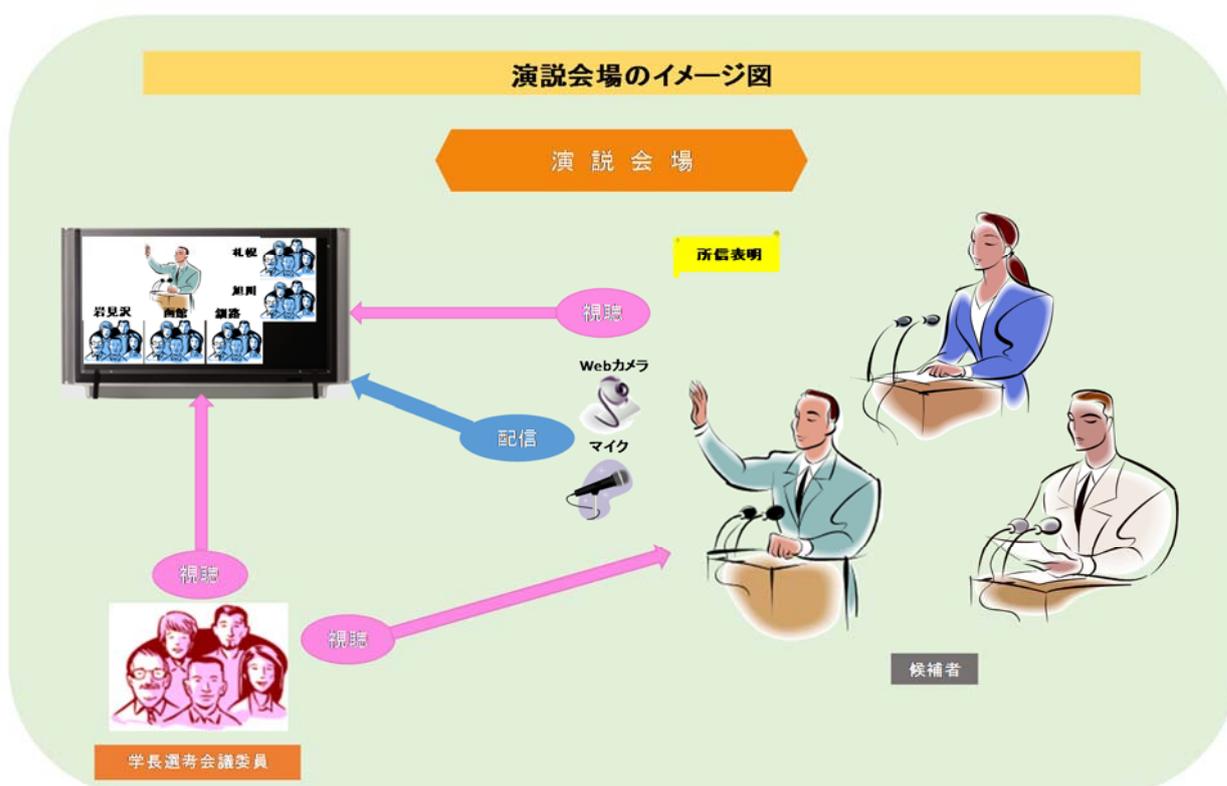
6. 学長候補者による立会演説会について

1) 開催日時

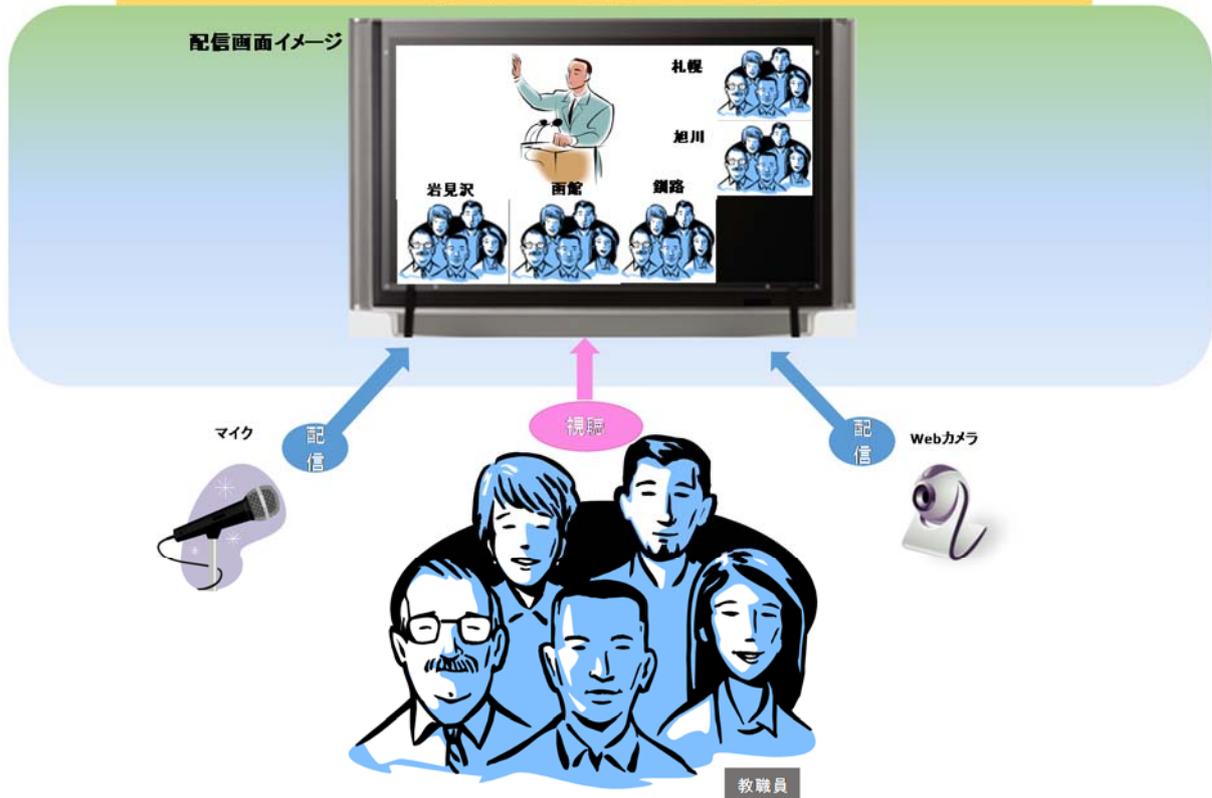
平成27年5月22日（金） 15時00分～17時00分

2) 開催方法

- ①立会演説会は、双方向遠隔授業システムを通じて、全キャンパス同時に開催します。
- ②各キャンパスの教職員は、原則として、所属するキャンパスの会場で各学長候補者の演説及び質疑応答を視聴します。
- ③学長候補者は、演説会場にて委員が同席して演説を行います。なお、司会進行は議長が行い、各学長候補者の演説時間は、15分の予定です。
- ④学長候補者は、説明資料を使用する場合は、総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年5月20日（水）12時まで電子メールで提出してください。なお、説明資料はA4で1枚（両面印刷可）とします。
- ⑤立会演説会のイメージ図は、下記のとおりです。



各キャンパス会場のイメージ図



【運用規則第6条関係第5項第1号】

立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

3) 質問に対する回答

- ①学長候補者は、学内の教職員からの質問に対して回答しますので、学長候補者に対して質問がある場合は、事前に質問を提出してください。ただし、質問が多いときは、全ての質問に回答できない場合がありますのでご了承ください。
- ②質問を提出するときは、**標題を「学長候補者に対する質問」として**、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス (gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp) 宛に、**平成27年5月7日(木)12時**までに電子メールで提出してください(様式任意)。それ以外のメールアドレスから提出された質問、連名又は匿名で提出された質問、提出期限を過ぎてから提出された質問及び所信書等に関係しない質問は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。
- ③学内の教職員から提出された質問は、郵送又は電子メールにて学長候補者に通知し、hue-ITにも掲載します。ただし、学長候補者に通知するのは、当該学長候補者に該当する質問のみとします。
- ④議長は、立会演説会の質問者を決定します。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

4) 動画配信システムへの掲載

立会演説会の様子は、(後日決定)まで動画配信システムへ掲載します。なお、録画を視聴した上での学長候補者に対する質疑は受け付けませんのでご了承ください。

【運用規則第6条関係第5項第2号】

学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲

載するものとする。

7. 学長候補者に対する面接について

- 1) 開催日時
平成27年5月末を予定しています。なお、決まり次第、学長候補者には別途お知らせします。
- 2) 開催場所
決まり次第、学長候補者には別途お知らせします。
- 3) 面接方法
1人当たりの面接の所要時間は、30分程度とします。面接の進行は、議長が行います。

8. 学長の選考について

学長選考会議は、応募書類、立会演説会及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、以下のとおり投票を行い、学長候補者1人を決定します。

- (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とします。
- (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加えます。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とします。
- (3) 前号の得票が同数であるときは、議長の決するところによります。

【運用規則第7条関係第1項及び第2項】

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。

9. 選考結果等の公表について

- (1) 学長選考会議は、学長選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。
- (2) 学長選考会議の資料は、議長が定めるところにより公表します。

【規則第10条】

学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

10. その他

この運用方針案に定めるほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定めます。

学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項（案）

1. 学長選考手続の概要

学長選考会議規則、学長選考規則及び学長選考規則に関する運用の規定に基づき、学長選考会議が学長候補者を募集し、応募者から提出のあった学長候補者調書等を公表して教職員から意見聴取します。その後、候補者が4人以上であった場合、書類審査により候補者を3人以内にし、立会演説会を行った後、面接を行い、学長候補者1名を選考します。

2. 学長選考を行う理由

現学長の任期が満了するために行います。

3. 学長選考の基準

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とし、具体的には、学長選考規則第3条第2項に規定する「望ましい学長像」に定めるところによるものとします。

4. 学長の任期

学長の任期は、平成27年10月1日から4年とし、再任を妨げません。ただし、再任は1回限りとします。

5. 学長選考の方法及び日程等

(1) 募集

本学の学長候補者の募集に応募する者は、次の応募書類を下記のとおり提出してください。なお、応募に当たっては、本学経営協議会の学外委員又は本学役員及び教職員による学長候補者推薦の有資格者10人以上の推薦を必要とします。

【応募書類】（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）

- ① 学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ② 学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③ 学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

【提出方法】

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送
提出期限： 平成27年3月12日（木）【必着】

・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課
提出期限： 平成27年3月12日（木） 17時00分

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。

- (2) 学長候補者調書等の公表及び意見聴取
提出された学長候補者調書等を公表し、教職員にそれに対する意見を募集します。
- (3) 書類審査
応募者が4人以上であった場合には、提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議が審査した上で、学長候補者を3人以内とします。
- (4) 立会演説会
選考された学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴くため、平成27年5月22日（金）15時00分～17時00分に立会演説会を実施します。
詳細については、後日、選考された学長候補者にお知らせします。
なお、立会演説会のための旅費等は、自己負担となります。
- (5) 面接
選考された学長候補者に対し、平成27年5月末に面接を行います。詳細については、後日、選考された学長候補者にお知らせします。
なお、面接のための旅費等は、自己負担となります。

6. 学長候補者の決定

学長選考会議は、面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定します。
学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を速やかに公表します。

7. その他学長選考会議が必要と認める事項

- (1) 応募書類提出先及び問合せ先
国立大学法人北海道教育大学総務部総務課
〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3
電話 011-778-0206 FAX 011-778-0631
Eメール gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp
- (2) 関係規則等
国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用

学長選考会議委員名簿（平成27年3月12日現在）

選出区分	氏名	現職等
教育研究評議会 委員（7名） （規則2条1項1号）		
	阿部 修	副学長（旭川校担当）
	玉井 康之	副学長（釧路校担当）
	星野 立子	副学長（函館校担当）
	佐藤 徹	副学長（岩見沢校担当）
	羽賀 将衛	保健管理センター所長
	戸田 まり	附属札幌小学校長
経営協議会委員 （7名） （規則2条1項2号） ※五十音順	内田 和幸	J A 北海道中央会副会長
	○祖母井 里重子	弁護士（廣岡・祖母井法律事務所）
	柿沼 博彦	前 北海道旅客鉄道株式会社特別顧問
	蔵本 康彦	元 北海道小学校長会会長
	高橋 孝助	前 宮城教育大学学長
	立川 宏	北海道教育委員会教育長
	◎松岡 和久	公益財団法人 C I E S F 副理事長
理事（2名） （規則2条1項3号）		
	佐川 正人	理事

◎議長
○議長代理